

指定訪問看護

# 重要事項明書 及び契約書

訪問看護 ひのき

住所 岡山県真庭市上市瀬 384-2

TEL 0867-52-1112

FAX 0867-52-1123

## 訪問看護 ひのき

### 重要事項説明書及び契約書

#### (事業の目的)

第1条 医療法人社団井口会が開設する ひのき（以下「事業」という。）が行う指定訪問看護・指定予防訪問看護事業（以下「事業所」という。）は、要介護者又は、病気や障害を持った方が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしい療養生活が送られるように、健康状態の悪化防止や回復に向けて看護を行い、利用者がその有する能力に応じその居宅において療養生活を営むことができるようにすることを目的にサービスを提供致します。

#### (運営の方針)

第2条 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援致します。

2 主治医の指示を受け、病院と同じような医療処置も行い、自宅で最期を迎えたいという希望に沿った看護サービスを提供いたします。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護 ひのき
- 二 所在地 岡山県真庭市上市瀬384番地2
- 三 事業者

法人名	医療法人社団 井口会
法人所在地	岡山県真庭市落合垂水 251 番地
電話番号	0867-52-1133
代表者氏名	井口 大助
設立年月日	令和 2年 12月 1日

(事業所の概要)

<事業所の名称等>

事業所の名称	訪問看護 ひのき
管理者氏名	石村 実克子
サービス種類	訪問看護
指定番号	
事業所の住所	岡山県真庭市上市瀬 384-2
連絡先	TEL 0867-52-1112 FAX 0867-52-1123
最寄りの駅	JR 姫新線 落合駅 車で5分

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者 1名 (常勤1名)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問看護の提供及び事業内容の調整を行います。

二 看護師 2, 5名以上

看護師は、療養者の自宅に訪問看護を行い、健康状態の維持、悪化防止や回復に向けて療養上の世話や医師の指示のもとで医療処置を行うものとする。また、看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の健康状態を把握し、衛生管理、看護業務、医師の指示による訪問看護業務、主治医や、関係医療機関との連携を行います。

(営業日及び営業時間等)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、創立記念日(6月1日) 8月13日～15日、12月30日～1月3日までを除く。
営業時間	月～金曜日午前9時～午後5時まで 土曜日午前9時～午後1時まで
緊急時	24時間常時、電話等の連絡対応や緊急訪問が可能な体制とする。
	緊急時訪問看護加算 利用する 利用しない

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護等の内容

事業所は、利用者に対して医師の指示を元に、また、介護支援専門員のマスタープランを基

本として訪問看護計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテルチューブ類等の管理（経管栄養、胃瘻チューブ、膀胱留置カテーテル）
- 10 CAPD療法の管理
- 11 在宅酸素療法中の看護
- 12 在宅中心静脈栄養法（HPN）中の看護
- 13 人工呼吸器使用中の看護
- 14 インシュリン自己注射の指導、相談
- 15 人工肛門造設の看護
- 16 在宅自己導尿の指導、相談
- 17 その他医師の指示による医療処置

（利用料その他の費用な額）

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとします。

1 利用料の額は、介護保険の場合は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とします。

2 医療保険の適用の場合は、赤ちゃんから高齢者までどの年代でも訪問看護を利用することができる。しかし、65歳以上の高齢者の場合は、介護保険が優先されます。

医療保険適用は、厚生労働省指定難病・ターミナルの方が、適用になります。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- 1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね5km未満 100円
- 2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね5km以上10km未満 200円
- 3) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね10km以上 300円

3 死後の処置料は、15,000円となります。

4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとします。

#### （通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、真庭市（旧落合町、旧久世町、旧北房町）とする。但し、利用者からの要望等必要に応じそれ以外の地域で事業実施することもあります。

#### （サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただきます。

- 一 利用日当日に利用中止をする場合には、前日もしくは当日午前8時20分までに事業所に連絡をして下さい。

#### （サービスの中止）

第10条 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前営業日の午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 一 利用者がサービス実施日の前営業日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合または通知がなかった場合は、事業所は利用者に対して重要事項説明書第7条に定める料金を請求することができます。

#### （契約の終了）

第11条 利用者は事業者に対して1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし利用者の病変、急な入院など、やむを得ない事情がある場合は予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 一 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の一ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 二 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
  - (3) 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合
  - (4) 事業者が破産した場合
- 三 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 利用者が正当な理由無く利用料を3ヶ月滞納した場合、事業者は1ヶ月以内の期限を

定めて督促し、なお支払わない時は契約を破棄します。

(2) 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住地である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

(3) 利用者またはその家族などが事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

四 次の事由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者が死亡した場合

(緊急・災害時等における対応方法)

第 12 条 事業者の職員は、訪問看護サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他、転倒など緊急事態が生じたときは、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護事業者など、関係各位に連絡します。

主治医	病院名	
	主治医名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	(続柄： )
	連絡先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄： )
	連絡先	

2 かかりつけ医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

(事故発生時の対応)

第 13 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

(身分証の携行義務)

第 14 条 サービス従業者は、常に身分証を携行し訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(協力医療機関等)

第 15 条 事業者は、利用者の病状の急変等に備える為、あらかじめ協力医療機関を定める。

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関、施設】

一 落合病院

所在地 岡山県真庭市落合垂水 2 5 1 番地 TEL 0 8 6 7 - 5 2 - 1 1 3 3

二 薬師寺歯科医院

所在地 岡山県真庭市落合垂水 1 8 9 番地 TEL 0 8 6 7 - 5 2 - 0 2 3 9

三 向陽台病院

所在地 岡山県真庭市上市瀬 3 6 8 番地 TEL 0 8 6 7 - 5 2 - 0 1 3 1

四 おちあい訪問看護ステーション

所在地 岡山県真庭市落合垂水 2 5 1 番地 TEL 0 8 6 7 - 5 2 - 8 0 5 0

五 老人保健施設白梅の丘

所在地 岡山県真庭市上市瀬 3 6 8 番地 TEL 0 8 6 7 - 5 2 - 5 0 8 8

六 特別養護老人ホーム檜山荘

所在地 岡山県真庭市上市瀬 1 0 5 0 番地 3 9 TEL 0 8 6 7 - 5 2 - 1 3 1 3

七 グループホーム青空

所在地 岡山県真庭市西河内 4 2 番地 2 TEL 0 8 6 7 - 5 2 - 5 1 2 3

(苦情処理)

第 16 条 当事業所は、自ら提供した訪問看護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、別に定める苦情処理の概要に基づき、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとします。

(苦情の対応)

第 17 条 当事業所における苦情や相談の受付は、以下の専用窓口で受け付けます。

訪問看護 ひのき (担 当 者) 石村 実克子 TEL 0 8 6 7 - 5 2 - 1 1 1 2

又は 医療法人社団 井口会 法人本部 安東 正典 TEL 0 8 6 7 - 5 2 - 1 1 3 3

受 付 時 間 月曜日から土曜日 8 : 3 0 から 1 7 : 3 0

また、苦情受付ボックスを事業所玄関に設置してあります。

行政機関その他苦情受付機関

真庭市 健康福祉部 高齢者支援課 0 8 6 7 - 4 2 - 1 0 7 4

岡山県国民健康保険団体連合会 0 8 6 - 2 2 3 - 8 8 1 1

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は、その再発を防止するための措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は、擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体的拘束に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他行動を制限する行為を行ってはならない。身体的拘束等の適正化の為に必要な措置を講ずる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催とともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
- (4) 看護職員等の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的業務継続計画を見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(個人情報保護)

第 18 条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないようにします。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。



- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

#### 個人情報を使用する目的

- 1 サービス担当者間で共通のサービスの提供が行われるために、サービス提供事業所等に対して利用者及び家族に関する情報を提供します。
- 2 当事業所内の従業者に、情報の共有をして、適切なサービス提供ができるようにします。
- 3 その他、
  - ・ 保険者、地域包括支援センターへの相談、届出及び照会への回答
  - ・ 審査、支払機関等へのレセプトの提出
  - ・ 研修会、会議などでの事例検討の際など（\*実名は使用しません）
  - ・ 学生などの、実習・研修への協力のため